

## 渋川市条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市の発注する工事について工事の品質の確保を図りつつ、入札及び契約手続のより一層の透明性と競争性を確保する入札及び契約方式の実施に当たり、条件付き一般競争入札(以下「入札」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札に付する対象工事は、設計金額が1,000万円以上の工事規模のうちから、工事内容、工期等を勘案して選定するものとする。

(入札参加資格)

第3条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項のうちから入札に参加するものに必要な資格を定めるものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格申請に係る事項
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種及び許可区分に係る事項
- (3) 本支店又は営業所の所在に係る事項
- (4) 当該業種に関する経営事項審査結果における総合数値に係る事項
- (5) 当該業種に関する過去2年間の平均完成工事高に係る事項
- (6) 当該工事と類似の施工経験に係る事項
- (7) 当該工事に従事予定の技術者に係る事項
- (8) その他必要な事項

(その他入札に必要な事項)

第4条 その他入札に必要な事項は、渋川市契約規則(平成18年規則第49号)第2条から第16条の2に定めるところによる。

(実施要領の作成)

第5条 市長は、当該工事を入札に付そうとするときは、この要綱に従って、当該工事の入札実施要領を作成するものとする。

(公告等の場所)

第6条 当該工事の入札に関する公告は、渋川市公告式条例(平成18年条例第3号)に定める掲示場に掲示するほか、渋川市ホームページへの掲載及び建設業界紙により公表するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第7条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。